

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月25日から46年1月25日まで  
ねんきん特別便を確認したところ、私は昭和45年6月4日から46年1月24日までA社に勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が45年12月25日となっていた。

昭和45年12月分の厚生年金保険料控除が確認できる給料明細書があるので、同年12月25日から46年1月25日まで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給料明細書、雇用保険加入記録及び同僚の供述から、申立人は、A社に昭和46年1月24日まで継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額及び給料明細書等で推認できる報酬月額から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から24年5月ころまで  
昭和21年10月12日、A社（現在は、B社）に事務職として入社したが、当時現場が忙しく、車のホイールバランス調整や、シャーリング機での鉄板切断の仕事を行った。  
昭和24年5月ころまで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は22年5月1日までの期間となっているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和24年5月ころまで勤務していたと主張しているが、当該事業所に照会したところ、「事務所を移転したため、関係資料が一切無い。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述や資料を得ることはできない。

また、申立人は、申立期間当時一緒に勤務していた上司二人及び同僚一人の名字のみを挙げていることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該上司に該当する者のうち、一人は既に死亡、もう一人は所在不明のため供述を得ることができない上、当該同僚に該当する者の氏名は確認できなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる55人のうち、生存及び所在が判明した8人に照会をしたが、回答があった4人全員が「申立人を知らない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶は無い上、

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 2 日から 55 年 6 月 30 日まで

A事業所（現在は、B事業所）が厚生年金保険の適用事業所に該当していたか、また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかなど、申立期間当時の状況が分かるようなものは申立人死亡により処分したが、同事業所で勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無かったので訂正してほしい。

なお、申立人と同一の時期において、同一の条件の下に同一の業務を行っていたほかの人について、厚生年金保険の被保険者記録はどのようになっているものか知りたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の妻及び同僚の供述から判断すると、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間は特定できず、また、雇用形態は確認できない。

また、当該事業所へ照会したところ、「申立期間当時の資料は無く、当時の事業主は既に死亡しているため当時の状況は不明である。」との回答がある上、申立期間当時、従業員が社会保険事務を取り扱っていた当時の事業主の妻は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間や年数は覚えていない。雇用形態に関係なく厚生年金保険に加入させていたかは分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる資料や供述を得ることはできない。

さらに、申立人の夫が氏名を記憶する同僚5人及び当該事業所に係る健

康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できる二人に照会したところ、6人から回答があり、一人は、「当時、厚生年金保険に加入していたかは覚えていない。年金記録を見て加入していたことを知った。」と供述しており、二人は、「正社員として採用され、採用後すぐ厚生年金保険に加入した。」又は、「すぐというわけではないが厚生年金保険に加入した。」と供述しているものの、別の一人は、「当該事業所で正社員として2回勤務した。1回目は、厚生年金保険は2か月後から加入した。2回目は、昭和50年8月から勤務したが、加入するかどうか聞かれたので、希望して、2か月後に加入した。」と供述しているとともに、当該同僚は、「アルバイトとして働いた従業員で、社会保険に加入していなかった者が複数いた。」と供述している。

加えて、夫が被用者年金の被保険者であったほかの二人のうちの一人は、「自分はパートだった。社会保険に加入するかどうか聞かれたと思う。」と供述し、もう一人は、「自分はアルバイトだった。社会保険に加入するかどうか聞かれていない。」と供述しているものの、いずれの同僚も、「社会保険には加入しなかった。雇用保険も加入していなかった。申立人の保険料が控除されていたかどうかわからない。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該同僚らの厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない。

これらの同僚の供述から判断すると、申立期間当時、当該事業所は、採用した従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は無く、整理番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立期間における雇用保険の加入記録も無い。

なお、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。